

20020027

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

平成 14 年度総括研究報告書

福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究

主任研究者 鈴木興太郎

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| I. 総括研究報告書 | |
| 主任研究報告書 | |
| 福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究 | |
| 鈴木興太郎 | 2 |
| 分担研究報告書 | |
| 福祉の公共哲学 | |
| 塩野谷祐一・盛山和夫・今田高俊・山脇直司・後藤玲子 | 7 |
| II. 研究報告 | |
| 『福祉の公共哲学』（塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著） | |
| 目次 | 13 |
| はしがき | 14 |
| III. 平成14年度研究会開催一覧 | 23 |
| IV. 研究成果の刊行に関する一覧 | 24 |

I. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
平成14年度主任研究報告書

福祉国家の規範とシステムに関する総合的研究

主任研究者 鈴木興太郎 一橋大学経済研究所教授

研究要旨：

従来、社会保障・福祉に関する研究は、年金、医療、介護など個々の制度毎に、その経済的効果や社会的影響を調べるのが主であった。一方、福祉国家システムの体系的な研究に関しては、専ら、「福祉国家の類型化」という政治社会学的アプローチが採用されてきた。本研究の特色は、政治哲学、理論経済学、法哲学その他の学際的研究を基礎に、各国の社会保障改革のプロセスで提出された代替的な政策案について、各々の規範的な特性及び機能的な特性を比較分析すること、さらにそのような分析をもとに、価値の多元性を特質とする現代社会の人々が理性的・公共的に受容しうるような福祉国家の規範とシステムを構想することにある。より具体的には、各国の社会保障改革を評価する規範理論的基礎を、「福祉の公共哲学」と呼ばれる枠組みに照らして解明し、広く公共的討議の基礎として提供することにある。

分担研究者：塩野谷祐一（一橋大学名誉教授）・今田高俊（東京工業大学教授）・盛山和夫（東京大学文学部教授）・山脇直司（東京大学大学院教授）・中嶋潤（総合企画部長）・後藤玲子（総合企画部室長）

A. 研究目的

価値の多元性を特質とする現代社会は、諸個人を政策の意思決定主体として扱う仕組みを民主主義システムとして用意している。だが、そのことは個々人の私的な利益と関心、道徳感情や規範意識を形式的・無批判に尊重すること、あるいは市場モデルのように当事者間の交渉をそのまま追認することを意味するものでは決してないだろう。民主主義は、諸個人が政策評価に相応しい公共的な判断を形成することを促し、諸個人が主体的に形成した判断を公共的に評価するような仕組みを備えたものとして解釈される。いうまでもなく諸個人がそのような判断を形成するためには、自分自身の私的な利益と関心、道徳感情や規範意識を相対化し、多様な状況にある人々に広く及ぼされる影響を広く考慮し、道理ある複数の価値判断の両立可能性を探るような機会（公共的討議の場）と確かな情報が不可欠である。だが、そればかりではない。人々が反省的・理性的な討議を進めていくためには、様々な道徳感情や規範意識が拠って立つ基本的な考え方を相互に比較対照しうるようなフレーム（理論的枠組み）と、少なくとも政治的次元における合意を促すような政策理論もまた必要不可欠となる。

本研究は、そのようなフレームと政策理論の提供に努めるとともに、成果の公表を通じて、公共的討議の場の創設それ自体に寄与することをめざすものである。

B. 研究方法

社会保障政策の規範的な特性に関しては、例えば、自助努力の促進や勤労意欲の助長、選択の自由や個人責任の尊重などの点から積極的に評価されることがある。あるいは、経済的・社会的不平等や世代間不公平感、相対的剥奪、社会的排除などの点から、また、選別主義、スティグマ、福祉への依存などの点から消極的に評価されることがある。これらは各々、一定の論理やもっとならしさ（plausibility）を備えた道徳判断によってその正当性を説明することができる。だが、通常、各々の道徳判断はいずれも局所的な適用性しか持ち得ない。起こりうる事態に関する想定が限定されたものである可能性、異なる根拠を有する他の観点によってバランス付けられる可能性を常に残しているからである。このような多元性を歴史的事実として積極的に受容しながら、ひとびとが理性的に承認しうるような最小限の政治理論を作ろうという立場が、ジョン・ロールズやアマルティア・センに代表される「政治的リベラリズム」である。本研究は、彼らの方法的立場を基礎として、福祉国家の基礎となる開かれた規範（体系）を構想しようという点に特徴がある。

具体的な研究の進め方は以下の通りである。社会哲学と規範経済学その他関連

する分野で発展的・独創的な研究を進めている内外の研究者とともに、以下の3つのテーマに関して共同研究を進める。第1は、政策理論の形成という実践的な観点に基づいて、①現代の主要な規範理論の解釈を通じて抽出された福祉国家の分析視座の有効性を確認し、より広い視野から再構成すること。②新しいシステム像を構想する目的で構成されつつある厚生経済学の新パラダイムのさらなる改善に努めるとともに、その理論的精緻化（数理的な定式化）を図ること。

第2は、各国の社会保障改革で提出された複数の代替的な政策案の特性を次の4つの作業を通じて分析すること、すなわち、

- ① 各政策案の規範的な特性を明示化する（社会哲学的分析によって）。
- ② 各政策案の機能的な特性を明示化する（規範経済学的定式化によって）。
- ③ 各政策案を推進する上で制約条件となる現代社会の諸要因を抽出する。
- ④ 各政策案がもたらす効果・影響を多面的な角度から予測・分析する。

第3は、このような分析をもとに、価値の多元性を特質とする現代日本社会の人々が理性理性的・公共的に受容しうるような福祉国家の法規範と経済・政治システムの構図を描くこと。

C. 研究結果

3年計画の初年度にあたる平成14年度は、先行する2つのプロジェクトに継続的に参加した研究協力者（経済哲学、社会哲学、法哲学、社会学、憲法学、社会保障法、数理経済学）を母体として、月1回の研究報告会を開催しながら、また、『季刊社会保障研究』の特集「福祉国家の規範理論」に向けて原稿を執筆する作業を通じて、次のような3つの課題に取り組んだ。

- ①各国（各都市）の実際の制度のあり様（よう）や改革動向に関する文献調査・現地調査をもとに、社会保障・福祉制度の基本的モデルとそのヴァリエーションを抽出すること。
- ②様々な包括的構想をもつ諸規範理論を、社会保障・福祉という政治的次元において整合化し、現代の多元的民主主義社会において最も plausible な政治哲学を構成すること。
- ③構成された政治哲学の観点から、望ましい社会保障・福祉システムの基本的骨格とそれを支える基本的法規範（例：福祉権と生活保護法）と財政システムに関する新しい構想を提出すること。

今年度の主たる成果は2つある。第一は、分配的正義をめぐるリバタリアン、リベラルな平等主義、政治的リベラリズム、コミュニタリアンの主張に関して、それぞれがよって立つ哲学的議論の相違と政治的次元（社会保障・福祉政策の次元）における合意可能性が示唆されたこと。第二は、福祉国家の比較制度分析、戦後の社会保障制度審議会の歴史、社会保障財政の現代的課題、コミュニ

ティ再生政策などに関する研究報告や各国の社会保障改革の動向をもとに、社会保障・福祉政策の新たな分析視座が構想されたこと。

D. 考察

価値の多元性を特徴とする現代社会には、①当事者間の自発的な交渉と自由を尊重する哲学、②自然的・社会的偶然の累積化をもたらす社会的・経済的不平等の是正を主張する哲学、③意思決定プロセスへの等しい参加を要請する哲学、④自尊の念、自己の統合、自我同一性の基盤を共同体に求める哲学など、多くの規範理論が存在する。それらの考え方の相違を尊重しつつ、社会保障・福祉の次元で整合的な政策理論を構成することが本研究の目標であった。規範理論の専門領域においては、むしろ、表面的な対立あるいは表層的な融合の陰にかくれて本質的な相違がみえにくい。

E. 結論

本研究は、「福祉国家の規範とシステム」という共通の光をあてることによって、まずもって、本質的な対立軸を明るみに出したところに大きな成果が見られる。今後の課題は、政治的次元（社会保障・福祉政策の次元）における合意可能性に焦点をあてて、いずれの理論からも支持することの可能な政策理論を探ることに設定される。平成15年度の活動計画は以下の通りである。1) 14年度までの研究成果を再度まとめ直して『福祉の公共哲学』（仮）（東大出版会、9月刊行予定）を刊行する。2) 他大学・他機関との協力のもとで、6月初旬にノーベル経済学賞受賞者であるアマルティア・セン教授を日本に招聘し、「21世紀の公共性に向けて——セン理論の理論的・実践的展開——」シンポジウムを開催する。その準備として、4月から5月にかけて国内のセン研究に関する学際的コンファレンスを開催する。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

鈴木興太郎

1. 編著

Handbook of Social Choice and Welfare, Amsterdam: Elsevier, vol. 2, Joint editor with Kenneth J. Arrow and Amartya K. Sen.

2. 学術論文

Upper Semicontinuous Existence of Binary Relations, *Journal of Mathematical Economics*, 37, 231-246, 2002 (with Bossert, W., Y. Sprumont)
The Informational Basis of the Theory of Fair Allocation, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University (with Fleurbaey and K. Tadenuma)

「第3章 電子社会と市場経済Ⅱ：情報的効率性・手続き的衡平性・公共的情報論」、辻井重男『電子社会のパラダイム』新生社、2002

3. その他

「社会科学の振興：ある経済理論研究者の視点」、*学術月報*, Nov. 2002.

「第3章 電子社会と市場経済Ⅱ：情報的効率性・手続き的衡平性・公共的情報論」、辻井重男『電子社会のパラダイム』新生社、2002

「アマルティア・セン：ある学際的社会科学者のプロフィール」、『*学際*』No. 6
September, 2002.

H. 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
平成14年度分担研究報告書

福祉の公共哲学

分担研究者：塩野谷祐一（一橋大学名誉教授）・今田高俊（東京工業大学教授）・
盛山和夫（東京大学文学部教授）・山脇直司（東京大学大学院教授）・中嶋潤（総
合企画部長）・後藤玲子（総合企画部室長）

研究要旨：

従来、福祉国家研究の主眼は、代替的な改革案が、異なる利害をもった諸個人にもたらす効果や影響を分析すること、あるいは一定の規範理論を暗黙の前提としながら諸福祉国家を類型化することにおかれた。それに対して本研究は、異なる理由をもつ規範理論を相互にぶつけ合う作業を通じて、福祉国家を支える規範とそれを実現する社会保障システムのあるべき姿を探ることを目的とする。より具体的には、現存する福祉国家を支えている表層的には対立的な諸規範とシステムの多様なヴァリエーションの中から、それらを整合化していく観点を探ることにある。このような分析視角を備えた学問をいま「福祉の公共哲学」と呼ぶならば、その実践的意義は、人間生活における福祉や幸福を規定するさまざまな側面を視野に入れ、関連する諸概念の再検討・再構成を通じて、社会の中で多面的な人間本性の発揮を可能にする公共的ルール構築のために、開かれた討議を提供しようとする点に求められる。

主任研究者：鈴木興太郎 一橋大学経済研究所教授

A. 研究目的

近年、個人の選択の相違や貢献の相違を積極的に反映する——その意味ではより市場的論理に近い——医療改革や福祉サービスが提唱される一方で、すべての高齢者に対して一律な給付を行う「基礎年金」、あるいは、未就労若年層に対する一時的な所得扶助の必要性などが盛んに議論されている。その中で、ひそかに深く関心をもたれているのが社会保険、福祉サービス、公的扶助を含む社会保障システム体系のあり方である。日本は、国家を基本単位とする普遍的な生存権規定をもち、保障に至る理由や経路の相違からは独立に、必要性のあるすべての個人に対して最小限の生活保障がなされることになっている。だが、それを具体化するシステムのあり方やその規範的特質、それを支える政治哲学は必ずしも明確にはされてこなかった。福祉国家の改革論議の背景には、利害に関する対立と規範に関する対立とが複雑に絡み合い、容易には解きがたいものになっている。

本研究は、異なる理由をもつ規範理論を相互にぶつけ合う作業を通じて、福祉国家を支える規範とそれを実現する社会保障システムのあるべき姿を探ることを目的とする。

B. 研究方法

本研究でいう福祉とは、一方で、社会保障を中核とする福祉国家ないし福祉社会の「制度」を意味すると同時に、他方で、人々が私的および公共的に望ましい目標として追求する福祉ないし幸福の「理念」を指す。理念は制度の中に体現されるものであるが、制度も理念もそれぞれ多様性を持ち、それらは多様な人間集団によって支持されている。対立を含むこれらの多様性の中から、現実の制度はどのように選ばれ、またどのように選ばれるべきであろうか。制度および理念としての福祉がわれわれの研究の「対象」であるとすれば、これらを扱う「方法」が公共哲学である。知の歴史とともに古い哲学の領域において、公共哲学という比較的新しい観念は確定した意味を持ち、確固たる地歩を占めているわけではない。しかし、われわれの問題意識は次のようなものである。

第二次大戦後の経済・政治・社会の制度が歴史的に大きな変革の時期を迎えている中で、先進国の福祉国家も例外ではない。そのさい、国家・官僚による個人・民間・市場の統制を緩和する改革の流れは「官から民へ」の動きであるが、同時に個々人が公共的ルール形成に参加する改革の流れは「私から公へ」の動きとして位置づけられなければならない。前者は望ましい経済的資源配分システム設計にかかわるものであり、後者は望ましい政治的意思決定システムの運営にかかわるものである。公共哲学は、個々人がこれらの二種のシステムを規定する公共的ルール形成・維持・改善のために、公共的空間において、

公共的理性を持って行動するという枠組みを用意する。このような枠組みを「公共性」の枠組みと呼ぶならば、公共哲学は一定の価値負荷性に基づいている。

C. 研究結果

「対象」としての福祉と「方法」としての公共哲学とを合わせて考えると、われわれの問題は、資本主義を基盤とする経済システムと民主主義を基盤とする政治システムとを制御しつつ、両者の上にどのような福祉の社会システムを構築すべきかを問うことである。この問題は、単なる「理念」の世界に埋没する哲学のみによっては（いわんや通俗的なイデオロギーによっては）解くことのできないものであり、実在の「制度」と客観的な制度内メカニズムを扱う経済学・政治学・社会学を総合した知性を必要とする。知の総合化という観点から、従来の経済哲学・政治哲学・社会学とは異なる公共哲学が要請されるのである。

D. 考察

かくしてわれわれの福祉の公共哲学は、人間生活における福祉や幸福を規定するさまざまな側面を視野に入れ、関連する諸概念の再検討・再構成を通じて、社会の中で多面的な人間本性の発揮を可能にする公共的ルール構築のために、開かれた討議を提供しようとするものである。具体的にいえば、それは、各国の社会保障改革を評価する規範理論的基礎を上述の枠組みに照らして解明しようとする。もちろん、福祉の公共哲学は試行の段階にあり、取り組むべき課題は尨大であって、今後いつその思索が必要である。

E. 結論

本書に集められた諸論文は、われわれが過去数年にわたって行ってきた「社会保障改革の理念と構造—福祉国家の哲学的基礎」プロジェクト(塩野谷祐一主査)および「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」プロジェクト(鈴木興太郎主査)における共同研究の成果の一部である。この共同研究には、公共哲学が要請する哲学・経済学・政治学・法律学・社会学の研究者が参加し、社会の全体像を求めて個別の学問領域を超えた討議を続けてきた。これで研究が終了したわけではないが、われわれは一応のまとめを行い、その成果を公共知として社会に対して発表することも公共哲学の使命の一つであると考え。二つのプロジェクトを支援してくれた厚生労働省に感謝の意を表したい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

塩野谷祐一

『経済と倫理—福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年3月刊行。

盛山和夫

「リベラリズムは福祉国家の基盤たりうるか：後期ロールズ理論をめぐって」、
『季刊社会保障研究』、Vol. 38, No. 2, 2002年9月, pp. 138-145.

山脇直司

『経済の倫理』、丸善、2002.

後藤玲子

1. 単行本

『正義の経済哲学：ロールズとセン』、東洋経済新報社、2002年6月、436頁。

2. 論文（本収録含む）

①「合理的な愚か者を越えて：個人的評価の多層化」、佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』、公共哲学第10巻、東京大学出版会、2002年7月, pp. 165-193.

②「福祉国家と規範理論：序論」『季刊社会保障研究』, Vol. 38, No. 2, 2002年9月, pp. 100-104.

③「アメリカ合衆国」（阿部彩との共著）、中村優一・阿部志朗・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2002』、旬報社、2002. pp. 283-320.

④「多元的民主主義と公共性」山口定他編、公共研究会叢書『新しい公共性』、有斐閣、2003. 3月刊行。

⑤「ニーズ基底の相互提供システムの構想」『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、斉藤純一編、ミネルヴァ、2003年7月刊行予定。

⑥ “A Class of fair Distribution Rules a la Rawls and Sen,” *Economic Theory*, forthcoming (N. Yoshihara).

3. その他（ディスカッション・ペーパー、商業誌）

① “Constitutional Democracy and Public Judgements,” 『Discussion Paper Series A』 No. 411, The Institute Economic Research Hitotsubashi University). (Kotaro Suzumuraとの共著) (2002. 7)

② “Understanding Sen’s idea of a Coherent Goal-Right System in the Light of Political Liberalism,” 『Discussion Paper: Project of Intergenerational Equity』 No. 139, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University (2003. 3).

③「法と個人と公共性」将来世代総合研究所編『公共的良識人』第136号

(2003. 3. 1)

④「センの「福祉的自由」」(特集・最新経済学のキーワード), 『経済セミナー』, No. 579, pp. 28-29, 日本評論社(2003. 4. 1 発行).

H. 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

II. 研究報告

「福祉の公共哲学」(仮題)
東京大学出版会
塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著
2004年1月刊行予定

目次

はしがき

- 第1章. 二つの「方法論争」と福祉国家—経済学と倫理学との思想史的接点—
塩野谷祐一
- 第2章. 社会保障への公共哲学的アプローチ：その歴史的・現代的サーヴェイ
山脇直司
- 第3章. ロールズの正義の理論
塩野谷祐一
- 第4章. ロールズにおける「福祉国家」と「財産所有制民主主義」
渡辺幹雄
- 第5章. センの潜在能力理論と社会保障
鈴木興太郎
- 第6章. ハイエクの福祉国家論
嶋津格
- 第7章. ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論
長谷川晃
- 第8章. リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか
森村進
- 第9章. 私的所有論と福祉国家
立岩真也
- 第10章. 福祉国家の改革原理
新川敏光
- 第11章. 福祉国家再編の規範的対立軸
宮本太郎
- 第12章. 不平等と福祉国家：社会階層論再考
盛山和夫
- 第13章. ケアの論理と福祉国家
今田高俊
- 第14章. 正義とケア
—個別性に配慮した<公共的ルール>の構築に向けて—
後藤玲子
- 第15章. 福祉公共哲学の構図
小林正弥
- 第16章. 総括
後藤玲子

『福祉の公共哲学』（塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編）

はしがき

本書の構想

本書は『福祉の公共哲学』と題する。ここでいう福祉とは、一方で、社会保障を中核とする福祉国家ないし福祉社会の「制度」を意味すると同時に、他方で、人々が私的および公共的に望ましい目標として追求する福祉ないし幸福の「理念」を指す。理念は制度の中に体现されるものであるが、制度も理念もそれぞれ多様性を持ち、それらは多様な人間集団によって支持されている。対立を含むこれらの多様性の中から、現実の制度はどのように選ばれ、またどのように選ばれるべきであろうか。

制度および理念としての福祉がわれわれの研究の「対象」であるとすれば、これらを扱う「方法」が公共哲学である。知の歴史とともに古い哲学の領域において、公共哲学という比較的新しい観念は確定した意味を持ち、確固たる地歩を占めているわけではない。しかし、われわれの問題意識は次のようなものである。第二次大戦後の経済・政治・社会の制度が歴史的に大きな変革の時期を迎えている中で、先進国の福祉国家も例外ではない。その際、国家・官僚による個人・民間・市場の統制を緩和する改革の流れは「官から民へ」の動きであるが、同時に個々人が公共的ルール形成に参加する改革の流れは「私から公へ」の動きとして位置づけられなければならない。前者は望ましい経済的資源配分システム設計にかかわるものであり、後者は望ましい政治的意思決定システムの運営にかかわるものである。公共哲学は、個々人がこれらの二種のシステムを規定する公共的ルールの形成・維持・改善のために、公共的空間において、公共的理性を持って行動するという枠組みを用意する。このような枠組みを「公共性」の枠組みと呼ぶならば、公共哲学は一定の価値負荷性に基づいている。

「対象」としての福祉と「方法」としての公共哲学とを合わせて考えると、われわれの問題は、資本主義を基盤とする経済システムと民主主義を基盤とする政治システムとを制御しつつ、両者の上にどのような福祉の社会システムを構築すべきかを問うことである。この問題は、単なる「理念」の世界に埋没する哲学のみによっては（いわんや通俗的なイデオロギーによっては）解くことのできないものであり、実在の「制度」と客観的な制度内メカニズムを扱う経済学・政治学・社会学を総合した知性を必要とする。知の総合化という観点から、従来の経済哲学・政治哲学・社会哲学とは異なる公共哲学が要請されるのである。

かくしてわれわれの福祉の公共哲学は、人間生活における福祉や幸福を規定するさまざまな側面を視野に入れ、関連する諸概念の再検討・再構成を通じて、社会の中で多面的な人間本性の発揮を可能にする公共的ルール構築のために、開かれた討議を提供しようとするものである。具体的にいえば、それは、各国の社会保障改革を評価する規範理論的基礎を上述の枠組みに照らして解明しようとする。もちろん、福祉の公共哲学は試行の段階にあり、取り組むべき課題は尠大であって、今後いっそうの思索が必要である。

本書に集められた諸論文は、われわれが過去数年にわたって行ってきた「社会保障改革の理念と構造——福祉国家の哲学的基礎」プロジェクト(塩野谷祐一主査)および「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」プロジェクト(鈴木興太郎主査)における共同研究の成果の一部である。この共同研究には、公共哲学が要請する哲学・経済学・政治学・法律学・社会学の研究者が参加し、社会の全体像を求めて個別の学問領域を超えた討議を続けてきた。これで研究が終了したわけではないが、われわれは一応のまとめを行い、その成果を公共知として社会に対して発表することも公共哲学の使命の一つであると考えている。二つのプロジェクトを支援してくれた厚生労働省に感謝の意を表したい。

本書の内容

第1章山脇論文の目的は、公共哲学の観点から福祉国家生成・発展の歩みを振り返り、その行方を展望することにある。氏の言う公共哲学の観点とは、「民の公共性(あるいは個々人が育む公共性)の視点から公的機関(例えば、政府)の機能を見直すとき、はたしてどのような法規範システムあるいは経済システムが構想されるか」である。このような観点のもとで氏は、はじめに、公共哲学それ自身の成り立ちを吟味し、続いて、ドイツ、イギリス、日本の社会保障制度を支えた哲学や社会思想の特徴を解明する。例えば、氏は、ヘーゲルの思想の中に、「自由と公正を保障するところの理にかなった公共性と最低限の生活保障は、「無限の内面性という次元を持つ人々(民)が最終的に承認する国家」によって実現される」というビジョンを読み取ったうえで、それがシュタイン・歴史学派・オールド自由主義らの社会思想を通じて、ビスマルク体制下の新興国ドイツの「温情主義的な」社会政策に実現され、さらには戦後の「協同的で地方分権的な連邦国家」の社会保障政策に転換されていくプロセスを解明する。同様に、イギリスの社会保障を推進させたグリーンの積極的自由主義からフェビアン社会主義、ベバリッジ報告からギデンスの第三の道に至るプロセス、ならびに日本の社会保障制度の形成を支えた哲学・社会思想史の分析を通じて、

社会保障制度の発展とは、官（政府）としての公と私的な経済活動、さらには個人（人格）の中の公共性という3者のあり方を模索する歴史に他ならなかった点が明らかにされる。

第2章塩野谷論文は、経済学史において著名な「方法論争」の教訓として、特定の問題領域において有効な分析道具を相互に補完的な関係で位置づけようという意図をもつ。「今日の道徳哲学・政治哲学における論争的問題は、集約して言えば、現実の「制度」を「理念」の視点から規範的に構想することである」という氏の問題意識は、本書全体のモチベーションに他ならない。本章の前半では、はじめに、4つの主要な規範理論（市場均衡論、正義論、共同体論、制度進化論）を整理するための1つの分析視角が提示され、続いて、個人主義か全体主義かという二分法を越えて「制度的条件と個人的行動との間の相互作用」を捉えるための枠組みが提示される。これらをもとに本章の後半では、「現代の包括的な経済・政治・社会制度としての福祉国家の再編成をめぐる市場・家族・国家のあり方を問う」具体的な試みについて検討される。すなわち、共同体の形成に関する静態的な説明を出発点として、歴史学派シュモラーの進化論的経済学によるその動態的な説明、つまり家族共同体の変貌を契機として地域共同体と企業の役割が強められてというシュモラーの発展段階説が検討される。以上2つの章は、本書の問題関心や分析視角を示す、いわば序論にあたる部分であった。以下、第3章から8章までは、現代の主要な規範理論による福祉国家見解が紹介される。

本章につづく第3章、第4章では、『正義論』の著者で知られるジョン・ロールズの考え方が検討される。ロールズ正義論の独創性は、いかなる既存の体制をも自明の前提とすることなく（資本主義、社会主義、そして既存の福祉国家も含まれる）、あるべき社会システムを構想しようとする点、しかも、一定の構想が人々自身によって合意形成されるための理に適った方法（手続き）を解明しようとした点にある。結果的に、彼自身が提起した構想は「リベラリズム」という1つの規範理論に分類されることになったとしても、制度の正しさを評価しようとする人々（理論家も含む）自身の視点の相対化を要請する彼の議論は、福祉国家のあり方を見直す学際的な研究と討議の必要性を喚起した。第3章塩野谷論文は、このようなロールズの正義論について——主として「公正としての正義」と呼ばれる彼自身の正義の構想に焦点をあてて——、その主題・枠組み・方法を正確かつ簡潔に紹介したうえで、あるべき福祉国家像を模索するという観点からロールズ正義論の「制度的含蓄」を解明しようとするものである。本章の最後の方では、ロールズ正義論の中心的観念、例えば「道徳的人格」や「自尊の社会的基盤」を手掛かりとしながら、塩野谷氏自身の道徳理論に基づいて正義論を越える射程（「卓越」の理論）が示されるとともに、それに

基づく新たな「福祉国家」像、すなわち「ポジティブな社会保障」が構想される。

続く第4章渡辺論文は、ロールズが対比する2つの概念、「財産所有制民主主義」(property-owing democracy)と「福祉国家資本主義」(welfare state-capitalism)に焦点をあて、ロールズの「正義の理論」と統合的な社会・経済制度の特質を明らかにしようとする。氏によれば、ロールズが批判する「福祉国家(資本主義)」とは、「人々の行動の背景、もしくは枠組みを形成する社会的・経済的制度(社会の基本構造)に着目しない。それはただ事後的に、・・・所得や財産の再分配を行うだけである。そこでは、政治的自由の公正な価値が保障されていない」ような制度である。最後の点は重要な問題を孕んでいる。なぜなら、「政治的自由の単なる形式性を自覚した人々は、やがて政治参加の意思を失い、市民としての自尊心や自立を維持できなくなる」恐れがあるからである。渡辺が喝破するところによれば、その背後には、「国家を私的な結社と同一視」する傾向を持ち、「アトミスティックな存在論的個人主義」に立ち、「前政治的で私的な選好」をそのまま集計することを基本とするような考え方が存在するという。これに対してロールズが推奨する「財産所有制民主主義」とは、「もっとも恵まれない人々が、みずからも政治社会の一員であり、理想と原理をとまなうその公共文化を、みずからにとって有意義と見なせる」状態を保障しようとする制度であり、正義に適った公共的な制度やルールを通して互いを公正に扱えるような社会である。本章では、正義論における「契約」とは、「単なる私益の集計を超えた公共性を含意」する「理性」に基づく「社会契約」に他ならず、市場で見られる「合理的なバーゲン」とは明確に区別されなければならない点が明らかにされる。

第5章鈴村論文は、はじめに、ロールズ正義論を批判的に継承するアマルティア・センの潜在能力理論を、主として規範的評価の情動的基礎という観点から、規範的経済学の歴史に位置づける。続いて、センの理論を念頭におきながら構想された鈴村氏自身の福祉国家システム像を提供することによって、規範的経済学のさらなる発展の方向性を指し示す。氏によれば、センの潜在能力アプローチの特徴は、厚生経済学、新厚生経済学、社会的選択理論など規範的経済学の歴史の中で切り捨てられてきた豊かな情報源——「効用や厚生などの主観的情報」から「選択の機会やプロセスの内在的価値」まで——を取り戻す試みに他ならない。また、鈴村自身が提唱する福祉国家の経済システムは、競争のもつ内在的価値を前提としたうえで——したがって、分権的競争システムがメインシステムとしたうえで——、すべての個人に対して競争へのフェアなアクセスを保障するようなサブ・システム、多層的な競争間のコンフリクトを調整するサブ・システム、さらには、個々人の「本人の責任には帰し得ないハンディキャップ」に配慮しうるようなサブ・システムから構成される。

第6章嶋津論文は、福祉国家の観点からフリードリッヒ・フォン・ハイエクを読み解く作業を行っている。嶋津によれば、ハイエクの特徴は、個人の自由な活動と社会の秩序・効率との両立を可能とする要として、「法の支配」を擁護する点にある。すなわち、「一般に人々が自由に活動する社会生活においては、人々の期待は衝突することが避けられないが、その場合に保護されるべき期待とそうでないものの間に区別を設けることを任務とするのが、私法の体系（ハイエクはこれを「ノモス」と呼ぶ）なのである」。「法の支配」は、私法の体系を中心とするが、市場メカニズムが効果的かつ有益に機能するために（その限りで）、広範な政府の活動——例えば、保険額と掛け金との関連が明確に当事者間の契約で定められるような「社会保険」あるいは公的扶助——をも容認する。氏によれば、ハイエクの考えは、「レッセ・フェール」、「（市場への）非介入」、「夜警国家」を退ける点において、第7章で紹介されるリバタリアンとは異質のものである。だがその一方で、ハイエクの擁護する「法の支配」は、「分配的正義」または「社会的正義」の要求とは相容れないものであるという。ハイエクのいう分配的正義とは、個人の活動に関して、市場的な評価を越えてその真価と功績が評価され、対応する報酬が決められることを意味するが、それが「法の支配」と両立不可能なのは、「（異なる）個々人に自分の財と能力の自由な利用を許せばその結果は予測不可能だから」と説明される。分配的正義に関しては、第9章立岩論文および第10章盛山論文において再度、詳細に検討されることになる。

第7章長谷川論文は、ロナルド・ドゥオーキンの責任概念に焦点をあてつつ、彼の掲げる「倫理的リベラリズム」の真髓を抽出している。ドゥオーキンによれば、人々の「決定的利益」に則して「資源の平等」を図ることが、社会保障の要とされる。決定的利益とは、人間の生において基底的であり、誰にとっても共通の意味をもち、理性的な判断によって抽出される点において、個々人の「意志的利益」とは区別される。換言すれば、それは「多様性に開かれている個々人のチャレンジ」にとって「倫理的に適切な環境的条件」に他ならない。結論部で長谷川が指摘しているように、あるべき福祉国家を構想するうえで重要なことは、「決定的利益」の内容がいかにして同定されうるかであるが、その重要なヒントは氏が注目するドゥオーキンの「個人の責任」概念にある。氏によれば、ドゥオーキンがいう「個人の責任」とは、公的に補償されるべき領域を厳格に線引きするために想定される概念というよりは、むしろ、様々な局面での自己の選択（どのように線引きすべきかという選択を含む）や背後にある選好形成に対して、個人がもつべき倫理性を示し、個人のパーソナリティに対する「等しい尊重と配慮」を促すための概念である。このような理解は、第10章盛山論文において紹介されるドゥオーキン像（責任—平等主義の流れで整